

ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用料助成について

ひとり親家庭が、援助活動を利用した際の料金について、半額を助成しています（上限17,500円/1年度）

利用料助成制度について

助成対象者

ひとり親家庭で、以下の項目すべてに該当する方

1. いまばりファミリー・サポート・センターの依頼会員であること。
2. いまばりファミリー・サポート・センターが調整を行った提供会員から援助活動を受けていること。
3. 援助活動の利用時において、今治市から児童扶養手当の支給を受けていること。
4. 今治市に住所を有し、住民基本台帳に記載されている者
5. 市税の滞納がない者
6. 生活保護法に基づく保護を受けていない者

助成額

依頼会員が提供会員に支払う報酬の半額（上限：1世帯につき1年度17,500円）

※取消（キャンセル）料及び交通費（ガソリン代含む）、飲食費等の実費は除く。

※同時に2人以上の子どもの援助活動を受けた場合は、1人分の活動に係る報酬のみを助成対象とする。

	利用日	利用時間	児童数	正規の料金	助成額	備考
例ア	月曜日	昼間 40分	1人	600円 平日1時間分の報酬額	300円	
例イ	土曜日	昼間 1時間20分	1人	1,050円 休日1時間分 + 半額の報酬	525円	
例ウ	土曜日	昼間 1時間40分	1人	1,400円 休日2時間分の報酬	700円	
例エ	土曜日	昼間 3時間	2人 (兄弟)	3,150円 兄3時間分 + 弟半額の報酬額	1,050円	兄一人分の報酬額のみ助成対象

申請に必要なもの

1. 助成金交付申請書兼請求書
2. 依頼会員用の援助活動記録または報告書
3. 申請者名義の通帳（金融機関・口座番号・名義人のわかるページ）またはキャッシュカードの写し

※交付申請書兼請求書は、こども未来課の窓口にて用意してあるほか、市HPからダウンロードすることもできます。

その他

- 申請は援助活動を受けた日の属する年度の末日（3月31日）までに行ってください。
※いまばりファミリー・サポート・センターや各支所では申請受付を行っておりません。

事前登録届を提出していただいた方に限り、
助成金の交付申請を**郵送**でも行えます！！

別紙の**事前登録届**をいまばりファミリー・サポート・センターまでご提出ください。

申請方法（2通り）

I 持込による申請

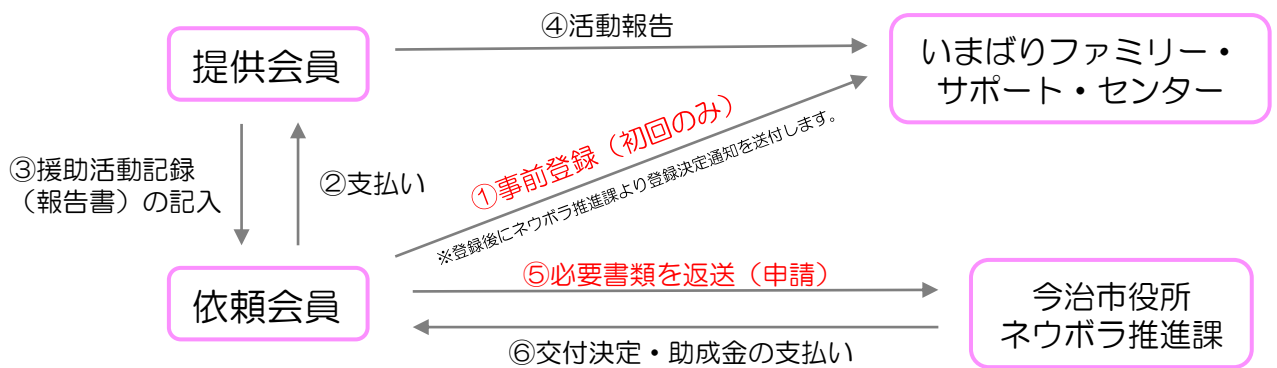
1. 援助活動の利用後、依頼会員から提供会員に利用料金を全額支払い、援助活動記録または報告書を受け取ります。
2. 依頼会員本人が、必要書類をそろえてネウボラ推進課の窓口で申請します。
※交付申請書兼請求書は、ネウボラ推進課の窓口にて用意しています
3. ネウボラ推進課において、審査及び交付決定を行い、後日指定口座に送金いたします。

本人が市役所窓口に来る必要がありません！

II 郵送による申請（要事前登録）

1. 郵送による申請方法を利用するため、いまばりファミリー・サポート・センターに事前登録届を提出します（届出は最初の1回だけでかまいません）。
2. 援助活動の利用後、依頼会員から提供会員に利用料金を全額支払い、援助活動記録または報告書を受け取ります。
3. 依頼会員は、必要書類をそろえてネウボラ推進課に郵送します。
4. ネウボラ推進課において、審査及び交付決定を行い、後日指定口座に送金いたします。

事前登録・郵送申請のイメージ



事前登録届提出先

いまばりファミリー・サポート・センター
〒794-0025
今治市大正町1丁目2番2号
ホワイトビル大和1階
TEL : 0898-33-2000
FAX : 0898-33-2111

交付申請・問合せ先

今治市役所ネウボラ推進課
(第1別館4階)
〒794-8511
今治市別宮町1丁目4番地1
TEL : 0898-36-1529
FAX : 0898-34-1145